

## 令和6年度2月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年2月25日(火) 午前9時30分～午前10時30分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
報告 報告第1号 農業委員会会長の欠員について  
議案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について  
議案第4号 特定農地貸付けの承認について(変更)

出席委員 1番 斎藤 昇                      2番 二上 茂雄                      3番 池之谷 昭治  
                    4番 岩崎 良一                      5番 肥沼 一彦                      6番 齊藤 喜代治  
                    7番 田中 宏                          8番 吉田 英和                      9番 北田 良孝  
                    10番 栗原 明夫                      12番 平岡 豊子                      13番 鹿島 正之助  
                    14番 肥沼 正明                      15番 中 茂紀                          16番 水村 英紀  
                    17番 新井 祥徳

[黙とう]

職 代： 総会に先立ちまして、2月15日にご逝去されました栗原茂農業委員会会長のご冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思います。皆様、その場で御起立をお願いいたします。

[全員起立の上、黙とう]

職 代： 黙とうを終わります。御着席をお願いいたします。

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。鹿島会長職務代理のあいさつの後、農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、鹿島会長職務代理が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号8番 吉田 英和委員、9番 北田 良孝委員を指名します。

## 1 報告第1号「農業委員会委員の欠員について」

議長： 初めに、報告事項として「報告第1号 農業委員会委員の欠員について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「報告第1号 農業委員会委員の欠員について」ご説明いたします。」  
故栗原茂会長（議席番号11番）のご逝去により農業委員会会長が欠員となりました。農業委員会等に関する法律には、委員の罷免、失職、辞任について規定があり、それぞれ異なった対応をすることとなります。

今回は、失職により欠員が生じた場合に含まれると解釈しておりますので、罷免等の行為を経る必要はありません。「所沢市農業委員会の委員の選任に関する要綱」では第8条第1項で、罷免、失職又は辞任により欠員が生じたときは、この要綱に定める手続きに基づき、速やかに委員の補充に努めるものとする。第2項では、委員の欠員が定数の3分の1を超えたときは、この要綱に定める手続きに基づき、速やかに委員を補充しなければならないと規定されています。したがって、現段階での補充はいたしません。農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに農業委員を任命することが適当であると考えております。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑、意見はありますか。

委員： 富岡地区に欠員が出ることになるが、富岡地区の残りの委員で担当地区を分担することでよろしいでしょうか。

議長： よろしいですか。

委員： （委員了承）

議長： 他に、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、事務局説明のとおり、取り計らうことでよろしいでしょうか。

委員： （異議なし）

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は糎谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,072平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は借入地（利用権設定）について所有権移転をすることによるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は堀之内です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は440平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利自由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は三ヶ島三丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて560平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利自由は売買による所有権移転です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：次に、受人の三ヶ島五丁目地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現況を確認したところ適切に管理されております。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可といたします。

## 2 議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,809平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字月見原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,086平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字峯の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,589平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年3月1日から令和9年2月28日までの2年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字峯の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,419平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年3月1日から令和9年2月28日までの2年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字北平の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,245平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,517平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年3月1日から令和13年2月28日までの6年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は糍谷です。現況地目は畑で、面積は2,355平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年3月1日から令和13年2月28日までの6年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目です。現況地目は畑で、面積は444.84平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年3月1日から令和9年2月28日までの2年間です。

以上8件です。

- 議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。
- 議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定いたします。
- 
- 議長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。
- 議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定いたします。
- 
- 議長： 申請番号3番及び4番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。
- 委員： (異議なし)
- 議長： それでは、申請番号3番及び4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。
- 議長： 申請番号3番及び4番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号3番及び4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番及び4番については、決定いたします。
- 
- 議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。
- 議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、決定することに

賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、決定といたします。

議長： 申請番号6番及び7番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： それでは、申請番号6番および7番について審議します。初めに、三ヶ島地区について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画  
については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いします。

議長： 次に、糶谷地区について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現況を確認したところ適切に管理されております。

議長： 申請番号6番及び7番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号6番及び7番について、決定す  
ることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6番及び7番については、決定と  
いたします。

議長： 申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画  
については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号8番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号8番について、決定することに  
賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号8番については、決定といたしま  
す。

3 議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は2,345平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年5月1日から令和13年4月30日までの6年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野三丁目です。現況地目は畑で、面積は1,026平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年5月1日から令和13年4月30日までの6年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字八雲ヶ原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,861平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年4月1日から令和13年4月30日までの6年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番及び2番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：それでは、申請番号1番及び2番について審議します。北野地区について、私が担当ですので、意見を発表します。

申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。

申請番号1番及び2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番及び2番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めま。よって、申請番号1番及び2番については、承認いたします。

議長：申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いします。

議長：申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、承認といたします。

それでは、議案第3号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画（原案）に係る意見照会について、農業委員会からの意見はなしとして回答してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

#### 4 議案第4号 特定農地貸付けの承認について（変更）

議長：「議案第6号 特定農地貸付けの承認について（変更）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 特定農地貸付けの承認について（変更）」ご説明いたします。

特定農地貸付けの承認について、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定に基づく特定農地貸付けについて、同法第3条第1項の規定に基づき承認申請があったことから、同法第3条第3項の各号に掲げる要件等についてご審議いただきたく、議案として提出いたします。

申請番号1番、所在地は北秋津・上安松土地区画整理事業地内の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて1,291平方メートルです。なお、令和6年6月に農業委員会総会において承認いただいた内容を変更するものです。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各号に掲げる要件を満たしているため、特に問題はないと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認といたします。

## 5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、15件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による賃借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

## 6 その他

議長： その他の事項について何かありますか。

ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

閉会 （午前10時30分）